

蒲郡市就学援助費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他児童生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、蒲郡市が行う援助（以下「就学援助」という。）の事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第9号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者から蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 蒲郡市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に在学している児童生徒の保護者
- イ 国立、県立若しくは私立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者であって、蒲郡市に住所を有するもの
- ウ 小学校就学予定者の保護者であって、蒲郡市に住所を有するもの
- エ 区域外就学に関する協議書の規定に基づき区域外就学が認められた蒲郡市立の小学校就学予定者の保護者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- イ 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）
 - (ア) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - a 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - b 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号。以下「市税条例」という。）第28条に基づく市民税の非課税

- c 市税条例第49条に基づく市民税の減免
- d 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免
- e 市税条例第57条に基づく固定資産税の減免
- f 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- g 蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）第29条に基づく国民健康保険税の減免
- h 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
- i 生活福祉資金による貸付け

(イ) (ア)以外の者で、次のいずれかに該当するもの

- a 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- b 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- c P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- d 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
- e 経済的な理由による欠席日数が多いもの

2 前項第2号イによる要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者については、当該世帯の所得額が生活保護基準による合計額の1.3倍程度を超えないものとする。ただし、当該世帯に特別な事情があり、準要保護者と認める必要がある場合については民生委員及び学校長と協議の上、1.3倍程度を超えて認定することができるものとする。

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者又は準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対する援助費目及び支給時期は別表のとおりとし、支給額は毎年度教育長が定め、予算の範囲内で援助する。

(援助の申請)

第4条 小学校又は中学校に在学する児童生徒に係る就学援助を受けようとする保

護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費受給申請書兼世帯票（第1号様式の1。以下「申請書兼世帯票」という。）を教育委員会へ提出するものとする。

- 2 小学校就学予定者に係る新入学準備金を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費新入学準備金受給申請書（第1号様式の2。以下「準備金申請書」という。）を教育委員会へ提出するものとする。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条各項の規定による申請を受理したときは、教育的立場からの校長の意見に基づきその内容を審査し、速やかに認定するものとする。

- 2 前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ民生委員及び福祉事務所の長の意見を求めることができる。

（認定の通知）

第6条 教育委員会は、認定終了後、申請書兼世帯票又は準備金申請書を認定台帳として保管する。

- 2 教育委員会は、要保護又は準要保護児童生徒の個人ごとの支給額（実費を支給するものについては、確定までの予定額）を決定したのち、就学援助費支給計画通知書（第2号様式。以下「支給計画書」という。）を作成し、当該要保護又は準要保護児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助を受けることとなったことを速やかに連絡する。

（就学援助費の支給方法）

第7条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

- 2 前項のほか、校長が要保護者等から受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に支給するとともに、口座振替申出書兼委任状（第3号様式）を整理保管する。

（年度中途の認定及び取消）

第8条 教育委員会は、転入学した者若しくは災害等により年度の中途において要保護又は準要保護児童生徒の認定を必要とする者について、第4条から第6条までの例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

- 2 年度中途の認定を受けた者の援助費の支給額及び支給時期は、教育長が別に定

める。この場合において、年度中途に蒲郡市に転入した者が、当該年度に前住所地の自治体において、同種の援助費の支給を受けている場合は、当該支給に係る援助費目については支給しないものとする。

3 教育委員会は、年度中途において転出、死亡等により援助を必要としなくなったと認められる者について、認定を取り消すものとする。

4 年度中途の取消しを受けた者の支給額は、教育長が別に定める。

(就学援助費の返還)

第9条 教育委員会は、要保護者等が偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたことが明らかになったときは、その者に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助機関)

第10条 教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は、次の事務を行うものとする。

(1) 校長は、要保護者等から受領等について委任を受ける場合は、就学援助費個人支給明細書(第4号様式。以下「支給明細書」という。)を作成し、支給の都度整理する。

(2) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書、証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。

(3) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は、保護者又は業者の請求書、受領書(ただし、医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書)及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の蒲郡市就学援助費事務取扱要綱の規定は、令和7年度以後の年度に小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対する分の就学援助費について適用し、令和6年度まで蒲郡市立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対する分の就学援助費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年12月17日から施行する。

別表（第3条関係）

援助費目		要：要保護者 準：準要保護者		内容	支給 時期
		蒲郡市 立学校 に在学 又は就 学予定	市内在 住で、国 県私立 に在学 又は就 学予定		
学用品費等	学用品費	要：なし 準：該当	要：なし 準：該当	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習材料を含む。）又はその購入費	6月、 11月、 3月
	通学用品費	要：なし 準：該当	要：なし 準：該当	児童生徒（小・中1年生を除く。）が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費	
	校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	要：なし 準：該当	要：なし 準：該当	児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（以下「校外活動」という。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料	
校外活動費（宿泊を伴うもの）		要：なし 準：該当	要：なし 準：該当	児童生徒が、校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料（学年を通じて1回に限る。）	実施後
修学旅行費		要：該当 準：該当	要：該当 準：該当	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）	実施後

新入学児童生徒学用品費等	新入学児童生徒学用品費	要:なし 準:該当	要:なし 準:該当	新入学児童生徒（4月1日認定者に限る。）が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費 ※前年度に新入学準備金（他市区町村におけるこれに類する就学援助金を含む。）の支給を受けた者については、新入学児童生徒学用品費から当該支給を受けた額を減じた額（その額が0を下回る場合は、0とする。）	5月
	新入学準備金	要:なし 準:該当	要:なし 準:該当	就学予定者（2月1日時点認定者に限る。）が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費	3月
医療費		要:該当 準:該当	要:なし 準:なし	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額	実施後
学校給食費		要:なし 準:該当	要:なし 準:なし	児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	毎月

蒲郡市教育委員会 様

就学援助費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。また、認定にあたり教育委員会が住民基本台帳及び市課税台帳及び申請理由の該当非該当について関係機関の台帳の閲覧又は照会をすることに同意します。 ※日付、太枠内を記入してください

申請者(保護者)氏名		(住所)	持家 借家	自宅 携帯	児童・生徒氏名	年 月 日
						学校名・学年 第 学年

世帯の状況(同世帯全員を記入してください。)

氏名	生年月日	続柄	職業または在学学校名・学年
	年 月 日 (才)	児童 (本人)	
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)
	年 月 日 (才)		収入(有・無)

<p>就学援助申請理由(該当する番号に○印をつけてください)</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている 生活保護が停止又は廃止された 市民税が非課税又は減免された 個人事業税又は固定資産税が減免された 国民年金の掛金が減免された 国民健康保険税が減免または徴収猶予された 児童扶養手当が支給された その他(就学に必要な費用の支払いにお困りな状況を詳しく記入してください)
--

<p>○就学援助を必要と認める者についての学校長の意見</p> <p>ア. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる。 イ. 生活状況が悪いため、学校納付金を減免している。 ウ. 生活状況が悪く、学校納付金が滞りがちである。 エ. 昼食、被服が著しく悪く、学用品通学品等に不自由している。 オ. 経済的理由による欠席日数が多い。 カ. その他 ()</p>
--

校長承認欄	担当承認欄
特記事項	
認定可否	
可・否	
認定年月日	

年度 就学援助費新入学準備金受給申請書



蒲郡市教育委員会 様

裏面の同意事項に同意のうえ、就学援助費を申請します。

※裏面の「就学援助費受給申請における同意事項」を必ずご確認ください。

年 月 日

申請者(保護者)氏名 _____

住 所	〒			
	持家・借家			
電話番号	携帯Tel	自宅Tel		
対象児童氏名		申請者との続柄	生年月日	年4月就学予定学校名・学年
			年 月 日	1年生
上記以外の世帯員氏名(単身赴任者含む)		申請者との続柄	生年月日	職業・学校名等
			年 月 日	単身赴任中
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

就学援助申請理由(該当する番号に○印をつけてください)

- 1 生活保護が停止又は廃止された
- 2 市民税が非課税又は減免された
- 3 個人事業税又は固定資産税が減免された
- 4 国民年金の掛金が減免された
- 5 国民健康保険税が減免または徴収猶予された
- 6 児童扶養手当が支給された

7 その他(理由を詳しく記入してください)

振込先 ※申請者(保護者)名義の口座を指定してください

金融機関	銀行・農協・信用金庫	種目	普通・当座
	本店・支店・出張所	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

【教育委員会記入欄】

認定可否	認定日	特記事項
可・否		

就学援助費受給申請における同意事項

- 1 審査にあたり教育委員会が住民基本台帳、市課税台帳及び申請理由の該当非該当について関係機関の台帳の閲覧又は照会をすることに同意します。
- 2 住所異動等により就学援助費（これに相当する援助費目を含む。）の受給の有無の確認が必要な場合については、関係市町村への照会・回答をすることに同意します。

注意事項

- ・他市区町村で新入学準備金（これに相当する援助費目を含む。）を受給済の方は、受給できません。
- ・世帯異動（結婚、離婚、引っ越し、世帯員異動など）をした際は、必ず在籍する学校又は教育委員会に連絡してください。
- ・不正が発覚した際には、就学援助費を返納していただく場合があります。
- ・ 年1月1日に蒲郡市の住民基本台帳に登録されていない方が世帯にいる場合には、教育委員会で収入額等の確認ができないため 年1月1日時点でお住まいの市区町村から 年度課税証明書を取得し、提出してください。
- ・この申請書は新入学準備金受給の申請書です。年度就学援助の受給をご希望の場合は、別途 年度就学援助費受給申請をする必要がありますのでご注意ください。
- ・ご不明点ありましたら蒲郡市教育委員会教育政策課（TEL66-1166）へお尋ねください。

学校名 _____

年度 口座振替申出書兼委任状

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

申請者 住所 蒲郡市 _____
 (保護者)
 氏名
 (児童生徒氏名)
 (生年月日 年 月 日)

私の、蒲郡市就学援助費を下記の口座に振り込んでください。また、学用品費等学校徴収金に未納が生じた場合には、受領を児童生徒が通学する学校長に委任いたしますので、未納金に充当してください。

振込先 (いずれかにチェック✓)

- 前年度と同じ口座に振込んでください (こちらへチェックされた方はこれで記入終了です)
- 前年度の口座から変更したいので、下記の口座へ振込んでください
- 新規

フリガナ			
口座名義人			
金融機関	銀行	本店	
	信用金庫	支店	
	農協	出張所	
預金種目	普通・当座	口座番号	

※ 申請者(保護者)名義の口座を指定してください。

※ 振込先の口座の指定は一世帯につき1口座のみとなります。ごきょうだい分で別々の口座は指定できませんので、ご注意ください。

担当者記入欄

<input type="checkbox"/> 新規	継続	<input type="checkbox"/> 口座変更あり	<input type="checkbox"/> 口座変更なし
-----------------------------	----	---------------------------------	---------------------------------

年度 就学援助費個人支給明細書

			学校名			
年 組	児童生徒氏名			保護者氏名		
品 目	金 額	支払方法	支給年月日	担当 確認欄	校長 確認欄	
学用品費	円					
〃						
計						
新入学学用品費						
修学旅行費						
校外活動費 (宿泊を伴うもの)						
給食費		現物				
医療費						
年度中途における要保護及び準要保護児童生徒の認定の変更等の事由						
年 月 日		要保護 に変更された 準要保護				
年 月 日		廃止 した 転学				

上記の者に就学援助費支給計画通知書記載のとおり就学援助費が給与されたことを確認する。

年 月 日

蒲 郡 市 教 育 委 員 会 ⑩